

土地改良区体制強化事業における 施設・財務管理強化対策について

～ 会計指導員とその業務等 ～

1 会計指導員の位置付け

会計指導員とは、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び土地改良区体制強化実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2430 号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）に基づき、公募団体が行う会計指導員育成研修を修了し、会計指導員認定試験に合格した者で、農村振興局長から認定証を交付された者（業務を行う都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）への届出が必要）です。

2 会計指導員の業務（要領第5の1の（3）のイの（ア））

会計指導員の業務は、要領に次のように規定されています。

- ① 地方連合会が「複式簿記会計指導計画」に基づき行う、複式簿記会計に関する巡回指導
- ② 地方連合会との連携により実施する財務管理強化相談業務
- ③ 土地改良区等の指導監査
- ④ その他、土地改良区等の事業運営の透明化やガバナンスの強化に関する啓発・指導

3 会計指導員育成研修受講・受験資格（要領第5の1の（3）のイの（オ））

次に掲げる者は、会計指導員育成研修を受講し、認定試験を受験する資格を有します。

- ① 地方連合会の事業に係る業務の経験年数が通算して 10 年以上の者又は地方連合会の事業に係る業務のうち、監査事務、会計事務及び予算の調製に関する事務に携わった期間が通算して5年以上の者
- ② 土地改良区等の事業に係る業務の経験期間が通算して 10 年以上の者又は土地改良区等の事業に係る業務のうち会計事務等に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は土地改良区等の職員ではない者
- ③ 国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務の経験年数が通算して 10 年以上の者又は国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務のうち会計事務等（検査事務を含む。）に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は国・地方公共団体の職員ではない者
- ④ その他①、②及び③に掲げた者と同等以上の者として、公募団体が農村振興局長と協議して認めた者

4 地方連合会による指導監査

近年、土地改良区等における不祥事の金額が多額に上るケースが発生する中、監査機能をより強化することが必要不可欠であるため、平成 30 年に土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）が改正され、土地改良区等の監事に員外監事を 1 人以上置くこととなったところです。

この例外規定として、土地改良法施行規則（昭和 24 年省令第 74 号）第 21 条の 4 第 3 号に「農林水産大臣が定める基準に従って地方連合会から会計に関する指導を受ける場合」が設けられ、当該指導を受けた場合は員外監事の適用が除外されることとなりました。

また、当該地方連合会による指導として、要綱第 3 の 4 に指導監査が規定されるとともに、指導監査に当たっては、必要に応じ、会計指導員を活用することとなっています。